

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和 5 年 4 月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使 途 項 目		
		共通案分率	(50%) 25%
		それ以外の案分	
		案分の説明	
		ユビ-ホリース料	
		$20,570円 \times 50\%$	
		$= 10,285円$	
		10,285円を充当	
	05-4-3 口座振替 3 *20,570 シヤーフ° ファイナンス		

670-0012

兵庫県姫路市本町 68 大手前第一ビル

戸井田事務所 御中

(6601K0616041) 01901- 01901

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年 9月30日	お問い合わせ番号	
商品名	テレシタルカラーフクコウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年10月 1日から 2025年 9月30日まで (60ヶ月)		
お支払合計額	1,234,200 円	内消費税額	112,200 円

(お問い合わせ窓口)

541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

【営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)】

※お客様の情報を保護するため、
口座番号は表示しておりません。

口座名義人 トイヤ エウスケ

お取扱店 シオタニ(株)

TEL 0792-33-0071

お支払明細

作成日 2020年 10月 5日

ページ 1-1

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	2020.11	20570 円	1870 円	1213630 円
2	2020.12	20570	1870	1193060
3	2021.1	20570	1870	1172490
4	2021.1	20570	1870	1151920
5	2021.2	20570	1870	1131350
6	2022.3	20570	1870	1110780
7	2022.4	20570	1870	1090210
8	2022.5	20570	1870	1069640
9	2021.6	20570	1870	1049070
10	2021.7	20570	1870	1028500
11	2021.8	20570	1870	1007930
12	2021.9	20570	1870	987360
13	2021.10	20570	1870	966790
14	2021.11	20570	1870	946220
15	2021.12	20570	1870	925650
16	2022.1	20570	1870	905080
17	2022.2	20570	1870	884510
18	2022.3	20570	1870	863940
19	2022.4	20570	1870	843370
20	2022.5	20570	1870	822800
21	2022.6	20570	1870	802230
22	2022.7	20570	1870	781660
23	2022.8	20570	1870	761090
24	2022.9	20570	1870	740520
25	2022.10	20570	1870	719950
26	2022.11	20570	1870	699380
27	2022.12	20570	1870	678810
28	2023.1	20570	1870	658240
29	2023.2	20570	1870	637670
30	2023.3	20570	1870	617100
31	2023.4	20570	1870	596530
32	2023.5	20570	1870	575960
33	2023.6	20570	1870	555390
34	2023.7	20570	1870	534820
35	2023.8	20570	1870	514250
36	2023.9	20570	1870	493680
37	2023.10	20570	1870	473110
38	2023.11	20570	1870	452540
39	2023.12	20570	1870	431970
40	2024.1	20570	1870	411400
41	2024.2	20570	1870	390830
42	2024.3	20570	1870	370260
43	2024.4	20570	1870	349690
44	2024.5	20570	1870	329120
45	2024.6	20570	1870	308550
46	2024.7	20570	1870	287980
47	2024.8	20570	1870	267410
48	2024.9	20570	1870	246840

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

<営業担当窓口> 神戸支店
神戸市須磨区弥栄台3丁目15番2

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

お客様がお申込みになる会社名
賃貸人(乙) シャープファイナンス(株)

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

リースについてのお問合せ窓口】事務センター TEL 0570-003338

シャーブリースお申込みの内容(四)

お申込の際は、2枚目承諾書裏面の同意条項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。

申込種別 1.新規 2.機種変更 3.増設

① 申込書控(お客様用)

機種変更の場合、旧契約番号 申込年月日 20 年 月 日

左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金を含めた契約として了承しています。

所在地 社名 代表者名	住所 フリガナ メイギニン 本ノミヤ 〒670-0012 姫路市本町68大字前河原 社名フリガナトメイギニン 戸井田 事務所 役職名 代表者名 フリガナトメイギニン 戸井田 祐輔		電話 079-281-7707 E-mail 079-281-7707
	2・3・4枚目に押印してください。	担当者名 部署名 窓口	担当者名 部署名 窓口
区分	法人 公的機関 個人事業主(男・女)	設立 昭和 年月 年 月	資本金 百万円 年商 百万円 従業員 人
個人事業主の場合選択	自宅住所 生年月日		
連帯保証人予定者	フリガナ 2・3枚目に押印してください。	お勤め先 名称・所属・役職 ご自営	携帯電話 所在地
ご住所	〒 - ふ - 年 月 日	〒 - ふ - 年 月 日	所在地

性別 男・女 (法人)	生年月日 年 月 日	お申込者の關係 配偶者有 子供()人	ご家族 無 1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公団・公営 7.アパート	お住まい 年 年	居住年数 年	勤続年 年	年収 万円
-------------------	---------------	---------------------------	---	----------------	-----------	----------	----------

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください) 名義人 戸井田 祐輔 役職名※ 代表者名※	フリガナ メイギニン トメイタエウスケ ヤクショクメイ ダイヒヨウシャメイ

※法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。 4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

商品名	メーカー名	機種名	台数
1 カラー複合機	富士ゼロックス	APeosPort C3070PFS	1
2			
3			
4			
5			
6			

(賃借人住所地と異なる場合)設置先名称・郵便番号・住所・電話番号を記入してください。

リース期間	リース開始日から 60 ヶ月	月額リース料	リース料 18700 円
リース開始予定日	20 年 月 日	消費税等	消費税等 1870 円
		合計	合計 20570 円

リース料支払月	第1回目 20 年 月	支払日	毎月 3()日 支払方法 口座振替・銀行振込
	第2回目 20 年 月	支払口座	「預金口座振替依頼書・自動振込利用申込書」にて指定の口座
	最終回 20 年 月		

※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。

月額保守料	保守料 保 月 消費税等 合計	代理受領期 間	第1回目 20 年 月	年 月
			最終回 20 年 月	
				保守料総額(税込)

特約条項

保守会社(保守についてのお問合せ先)	取扱店(商品についてのお問合せ先)
--------------------	-------------------

金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替) リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細表」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数料はお客様負担となります。	シーブリース 株式会社 〒672-8071 姫路市飾磨区構2丁目102番地 TEL(079) 233-1231(代)
---	--

No 担当者

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費(広報広聴費)・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	使途項目	
		共通案分率	50% 25%
3		それ以外の案分 案分の説明 「政務活動以外の 部分が全体の 5%を占めるに ホームペーペークル サービス料 $1573円 \times 95\% = 1494円$ 1494円を充当	95%
	05~410 口座振替 7 *3069 ビニセシUFJニコス		

M U F G カードご利用明細書



平素は当社のカードをご利用いただき誠にありがとうございます。
戸井田 祐輔様の
ご利用明細をご案内申しあげます。

<http://cr.mufg.jp>

発行日 令和 5年 4月28日

お支払日

令和 5年 4月10日

三菱UFJニコス株式会社
〒812-8607
福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル
福岡事務センター

当月お支払合計額	当月ご請求額	3,069円
3,069円	事前お支払額	0円
	内キャッシング分	円
	合計	3,069円

リボ払いのご案内	
返済方式	定額方式
返済コース	Aコース
手数料率	15.000%

ご入会年月
カード名称 三菱UFJカード スマート
会員番号
金融機関名
支店名

お問い合わせ先
M U F G カードコールセンター
0570-050535 または 03-5489-6165

ご請求明細					内訳			当月お支払後残高(円)
ご利用区分	前月お支払後残高(円)	新規ご利用額(円)	残 高(円)	ご請求金額(円)	元金(円)	手数料(円)	可能枠超過額(円)	
通常払い				3,069				

メッセージ

【住所変更手続きのお願い】 お引越し等で住所が変わられた際には、当社宛にお早めに住所変更の届出をお願いします。お届けいただけない場合、当社からの重要なお知らせ・更新カード等が届かない場合もありますのでご注意ください。

ご案内

お客様が気づかぬうちにカードが悪用される被害が多発しております。当社では24時間365体制でモニタリング（不正利用の監視）を行っています。カードをご利用の際に、不正利用ケースと類似点があつたり、会員様ご本人のご利用ケースと異なる点が見受けられた場合、お取引を保留させていただく場合がございます。

巧妙な手口のクレジットカード詐欺被害にご注意を！！
最近クレジットカード会社を装い、暗証番号などの情報をEメールで聞き出そうとするフィッシング詐欺が多発！インターネット上でEメールにより、暗証番号などの入力をお願いすることはありません。詐欺かな？と不審に思ったら冷静な対応を心がけてください。

翌月一括払いを除き、商品瑕疵、役務の未提供などを理由に支払を止めることがあります。

発行日

令和 5年 4月28日

ご利用明細

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。



[お名前.com]■サーバーサービス■ご請求／領収明細（クレジットカード） 2023年3月度

1件のメッセージ

2023年3月19日 12:08

To:

ードメイン公式登録サービス

□■□ お名前.com レンタルサーバー byGMO □■□

- <https://www.onamae.com/server/> —

お名前.comのレンタルサーバーサービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

翌月分(まとめ払いのお客様は翌月以降分)のサービスご利用料金について
ご登録のクレジットカードより領収いたしました。

詳細につきましては以下をご確認くださいますようお願いいたします。

■ご請求／領収内容■

会员ID: 7351650

請求番号.....: 16051136

ご請求日.....: 2023/03/01

「ご請求／領収明細」

you-toida.com

共用サーバーSD-11プラン 2023年4月ご利用分 1 1,430円
共用サーバーSD-11プランサービス維持調整費 1 143円

お支払い金額.....: 1,573円

各種価格高騰の情勢に鑑み、誠に不本意ながら2023年2月1日以降サービス品質維持のため、対象となる料金に一定割合の「サービス維持調整費」を一時的にいただきます。

なにとぞご理解ご協力をいただきたくお願ひ申し上げます。

割引が適用される場合は、割引後価格に基づいてご請求させていただきます。

※記載の料金はすべて税込金額です。

※一部のオプションの追加/削除について、お申込みの翌月にご利用料金の調整(精算)をさせていただく場合がございます。

ご請求につきましてご不明な点がございましたら、お客様窓口までご連絡ください。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
4		それ以外の案分 案分の説明 1104マニリフト 11ース料 $14969 \times 50\% = 7489$ 7489円を充当	案分率
	05~4~10 口座振替 7 *3,069 三井住友UFJニコス		

ご利用明細

2020年4月以降の分割払い、2回払い、ボーナス一括払いのショッピング利用代金の遅延損害金率は未払債務に対し年2.99%とします。



請求書

2023年3月

請求書発行日: 2023/03/05

請求書番号: E0400MBZLW

1,496 JPY

お客様名
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求先
[REDACTED]

サービス送付先
戸井田事務所
日本 670-0012
hyogoken 姫路市
本町68
大手前第一ビル 戸井田事務所

請求の概要	
製品:	Online Services
発注書番号:	[REDACTED]
発注 ID:	[REDACTED]
請求期間:	2023/02/05 – 2023/03/04
合計:	1,496

お支払いについて:

お支払いは不要です。選んだ支払方法で未払金額が請求されます。

サポート

この課金内容には、繰越残高は含まれません。注文合計残高と前回以前の課金内容を表示するには、[管理センター](#)へアクセスして [課金情報] > [課金内容] の順にクリックしてください。

ヘルプ <https://aka.ms/Office365Billing>

電話: 0120 996 680 (Office 365 Enterprise), 0120 628 860 (その他のプラン)



請求書

2023年3月

請求書発行日: 2023/03/05

請求書番号: E0400MBZLW

1,496 JPY

Microsoft 365 Business Standard

料金の計算式

サービス期間内のライセンス数 X 月間(または年間)の価格/ライセンス X (サービス期間の日数/合計サービス期間)= 請求額

今回新たに発生する料金

これは、お客様の現在のライセンス数に対する次の請求期間の料金です。

サービス

期間内の 月額料金 サービス

ライセンス /ライセンス 期間内の

サービスのご利用期間	詳細	ス	ス	日数	請求額	割引	クレジット	小計	消費税 %	消費税	合計
月間のサブスクリプション料金											
2023/03/04 - 2023/04/03	プロダクト	1	1,360	31	1,360	0	0	1,360	10.00 %	136	1,496
小計					1,360	0	0	1,360		136	1,496
総計					1,360	0	0	1,360		136	1,496

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田祐輔)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費	資料購入費・事務所費・事務費・其他の費	
		共通案分率	
5		それ以外の案分 100% 案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため	兵庫ジャーナル 購読料 (R5年1月～3月分) 8400円を充当

2023年4月14日

領収書

戸井田 祐輔 様

¥ 8,400-

但し 兵庫ジャーナル購読料R5年1月～3月分として

上記金額正に領収いたしました。

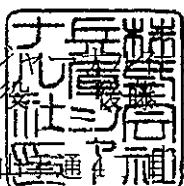
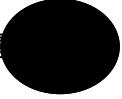
内

消費税等

現金

小切手

株式会社兵庫ジャーナル
代表取締役
〒650-0011
神戸市中央区下山手通4丁目6-13
ファインコート下山手6F
TEL078-333-7560 FAX078-333-7563

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使 途 項 目		
		共通案分率	58% 25%
7	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費 資料購入費・事務所費・事務費・人件費 県議会だより用として撮影した。	それ以外の案分 案分の説明 写真撮影代	100%

領 収 書

No. i202300189-01

戸井田事務所

様

¥21,780-

但し撮影代として

2023年04月15日 上記正に領収いたしました

取入
印紙

内訳	
税抜金額	¥19,800-
消費税額(10 %)	¥1,980-

ism(イズム)

670-0012
姫路市本町68

TEL: 079-281-1929 FAX: 079-281-1929



(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	50% 25%
8	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 戸井田事務所 様</p> <p>お客様番号 [REDACTED]</p> <p>2023年 4月ご請求分</p> <p>金額(円) ¥19,234-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領・収 日 附 印 [REDACTED] 23.4.17</p> <p>收 入 印 紫 貼 付 標 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	それ以外の案分 案分の説明 電話使用料 $19,234 \text{円} \times 50\% = 9,617 \text{円}$ 9,617円を支当	案分率

請求書（西日本ご利用分）

670-0012
姫路市本町68-170

大手前第一ビル 2階
戸井田事務所 様



023042101004596907

郵便区内特別



Webでのお問い合わせ先



15880

NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年4月7日発行
発行会社 NTTファイナンス(株)
東京都港区港南1-2-70
お問い合わせ先 0800-3335550(無料)
【還付先】
〒536 大阪市城東区森之宮1-6
-0025 -111 NLC森の宮ビル6F
社用コード M30021111001 15880 15737 00 J
61 000000 10 23040101J

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 3 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
079-281-7700	2023年4月ご請求分	19,234円	2023年4月20日(木)

お知らせ

NTTカード・エクスプレスの紹介

(2 / 3 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	079-281-7700	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年4月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	-------------

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAX
◆079-281-7700				
◇NTT西日本ご利用分				
8,324	5,400 -1,790	フレッツ 光ネクスト FHS利用料 光もっともっと割	2月 1日～ 2月28日 2024年12月～2025年02月以 外の解約は解約金がかかります	合算 合算
	1,100 2,000 300 192 208 8	ひかり電話オフィスA(エース)基本料 複数チャネル使用料 追加番号使用料 ひかり電話(通話料) ひかり電話(携帯電話等への通話料) ユニバーサルサービス料他	2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 2月 1日～ 2月28日 4番号分 のご請求となります。 本請求書等の発行にかかる各種費用に なります。	合算 合算 合算 合算 合算 合算
	100	発行手数料	本請求をコンビニエンスストア・各種金 融機関でお支払いいただく場合の手数料 です。	合算
	50	収納手数料	合算表示の料金合計×10%	合算
	756	消費税等相当額(合計)		
◇NTT西日本分(小計)	8,324	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	10,910	OCN光withフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。 リース料 NTT・TCリース株式会社ご利用分。	* 契約番号:N109983264 * リース料金3月分、残11回	非対象等 非対象等
◇合計	19,234			

ユニバーサルサービス料には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。
電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonereelay_service_support/q/a/

ユニバーサルサービス料について
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するため
にご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021111001 15880 15737 00 J

お客様電話番号等
BILLING NUMBER

079-281-7700

請求年月
MONTH OF ISSUE

2023年4月ご請求分



ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。] 税区分 TA
*	19,234	19,234 合計 <NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。	

戸井田 裕輔 (戸井田事務所)

様

(郵便物送付先)
〒 651-0088
兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号 アーバンエース三宮ビル 6階
NTTファイナンス株式会社
お問い合わせ先 神戸支店
(INFORMATION) 078-252-3371

お支払予定表

拝啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。この度は、弊社をご利用頂きまして誠にありがとうございます。
この「お支払予定表」は、今後継続してお支払い頂くに当たりお客様のお支払管理として、ご利用願いたくご送付申し上げます。 敬具

契約番号(管理番号)	代表物件名	取引種類	契約日	開始日	満了日
	NTTビジネスホン α A1 (S)	リース	2017年03月03日	2017年03月24日	2024年03月23日

リース料 消費税額等(別掲)	***** *****	お支払総額	***** *****	お支払回数
745,920 59,640	***** *****	805,560	***** *****	83回

請求先電話番号	預金種別	口座番号	口座名義人
079281-7700			

※お問合せの際は、上記の契約番号にてご照会下さい。

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等(別掲)	消費税額等(別掲)	お支払金額 消費税額等(別掲)	備考
1	2017/03	2017/05/20	回収代行	17,760 1,420	0 0	17,760 1,420	*
2	2017/05	2017/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
3	2017/06	2017/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
4	2017/07	2017/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
5	2017/08	2017/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	*
6	2017/09	2017/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
7	2017/10	2017/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
8	2017/11	2017/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
9	2017/12	2018/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
10	2018/01	2018/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
11	2018/02	2018/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
12	2018/03	2018/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
13	2018/04	2018/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
14	2018/05	2018/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
15	2018/06	2018/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
16	2018/07	2018/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
17	2018/08	2018/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
18	2018/09	2018/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
19	2018/10	2018/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
20	2018/11	2018/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
21	2018/12	2019/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
22	2019/01	2019/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

回数	年月分	お支払約定日	回収方法	リース料 消費税額等 (別掲)	消費税額等 (別掲)	お支払金額 消費税額等 (別掲)	備考
23	2019/02	2019/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
24	2019/03	2019/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
25	2019/04	2019/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
26	2019/05	2019/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
27	2019/06	2019/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
28	2019/07	2019/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
29	2019/08	2019/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
30	2019/09	2019/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
31	2019/10	2019/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
32	2019/11	2019/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
33	2019/12	2020/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
34	2020/01	2020/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2020/02	2020/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
36	2020/03	2020/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
37	2020/04	2020/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
38	2020/05	2020/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
39	2020/06	2020/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
40	2020/07	2020/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
41	2020/08	2020/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
42	2020/09	2020/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
43	2020/10	2020/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
44	2020/11	2020/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
45	2020/12	2021/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
46	2021/01	2021/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
47	2021/02	2021/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
48	2021/03	2021/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
	2021/04	2021/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
50	2021/05	2021/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
51	2021/06	2021/07/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
52	2021/07	2021/08/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
53	2021/08	2021/09/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
54	2021/09	2021/10/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
55	2021/10	2021/11/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
56	2021/11	2021/12/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
57	2021/12	2022/01/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
58	2022/01	2022/02/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
59	2022/02	2022/03/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
60	2022/03	2022/04/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
61	2022/04	2022/05/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	
62	2022/05	2022/06/20	回収代行	8,880 710	0 0	8,880 710	

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	使途項目	
		共通案分率	50% 25%
9		それ以外の案分 案分の説明 自動車リース料 別添の通り 2,951/2円を充当	案分率
	05-4-17 口座振替 3 *72600 TF)トヨタアイパス		

兵庫トヨタ自動車(株) 充当計算

R5

4月請求分

支払い総額	¥72,600
除外額合計	¥13,576
出金総額	¥59,024
充当額合計 (50%)	¥29,512

除外オプション内訳

除外項目	除外額	備考
	¥29,700	
	¥51,700	
	¥6,710	
	¥400,620	
合計	¥488,730	

計 ¥488730/36回 月々 ¥13576 を除外

お申込日 令和²年⁷月²⁴日

21219058

・お申込者が法人の場合は、代表者名をご記入下さい。

お名前	ア井田 祐輔		<input checked="" type="checkbox"/> 男性	(3) 法人
お申込者			<input type="checkbox"/> 女性	
ご住所				
おつとめ先				
お仕事場				
お仕事場	担当者	電話	月収	年商
担当者	佐々木	03-3333-1234	1,000万円未満 4. 1億~3億未満 5. 3億以上	1億未満 6. 上場
取扱品目	新規開拓	新規開拓	新規開拓	新規開拓

お支払予定口座	金融機関の内容は⑦金融機関用の記入欄に ご記入下さい。	お申込者と 同一にして 下さい。
口座名義人	トイタ ニウス 戸井田 祐輔	

お申込み 自 動 車 の 目 錄	新車 U-Car	新規リース・再リース 新規リース・再リース	お申込み 産業車両 新車・新規リース	一体型保険 新規	車両人替
	登録番号 車種名 型式 グレード 車台番号	陸運事務所名 姫路	分類番号 364	かな 3	番号 219
			WD	4WD	その他
			GR SPORT		
	燃料 登録年月 原動機の種類	ガソリン 2022年 自然吸気	軽油	その他	
		使用の本拠の位置 車両保険付保	兵庫県	トヨタ	
		無			
お取引	使用名義人=お申込者・その他()	下取車 有(車名) (年式 年式)	販売店整理番号	共用整理番号(トヨタ整理番号)	注文 No 0476199

主な 使用目的	①通勤・通学 ②買物・レジャー ③送迎 ④公用 ⑤その他()
------------	------------------------------------

「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する意項」(本齊面裏面)について、必ず内容をお読みになった上で、お申込み下さい。

① リース料総額	2376000
② 消費税・地方消費税額	237600
③ リース支払総額 ①+②	2613600
④ 前払金等	0
⑤	
⑥ 保証委託リース料 <small>(一) (二)</small>	2613600

リース期間	自	令和2年9月10日	36
	至	令和5年9月9日	
基本額	3404	00	1
速減月額	528	89	

支 扎 方 法

—お客様へのお願い—

お申込みの際は「お申込みの内
会員特典の上、支払日にご注

方の手帳上、本件を記入してお届け下さい。複写式のため、ボールペンで強くご記入下さい。

- ・お申込みを受けましても応じることができない場合ございますので、予めご了承下さい。
- ・連帯保証のお申込者は、契約成立の際連帯保証人となるに限ります。

お客様へ必ずお渡し下さい。

毎月の支払期日		2日	17日	支払回数	35回
支払期間		自 至	令和 令和	年	10月
支払方法		① 均等払 ② ボーナス併用払 ③ その他			
支 付 条件	定 型 支 付 明 細	通常月	第1回支払額	145200円	
		ボーナス月	第2回以降支払額	72600円	×34回
		ボーナス支払開始月	令和年月		
		支払月	月		
		支払額	目		

姫路市猪田町一木松字深田90春苑の1		販売店コード 35403
ヨタカローラ姫路株式会社		店舗コード 04
販売店名・代表者名 代理取扱役 龍川祥也		店舗TEL 079-253-2142
店舗名 主	本店	スタッフ名 スク
スタッフ名		

お申込みの内容

第3条（各種サービス実施にかかる利用）

- 申及び連帯保証お申込者は、乙及び内閣取扱した属性情報及び契約、取引情報を以下の目的の範囲内で自ら利用することに同意します。
- (1)乙の事業及び内のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付、メールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅、船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
 - (2)乙の事業及び内のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。
 - (3)内が、提供企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付、メールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。
- *なお、上記の内の具体的な事業内容については、内の申込書面に記載し、お知らせしております。

内 <https://www.toyota-finance.co.jp>:

第4条（個人信用情報機関への照会及び登録・利用）

- 内は、申及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、内が加盟店する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、支払能力・返済能力の調査のために限り、当該個人情報を利用します。
- (2)申及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取り扱いが、内が加盟店する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、内が加盟店する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟店により、申及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

登録情報	登録期間
①本契約に係る申込みをした事実	内が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
②本契約に係る客観的な取り扱い	契約期間中及び契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

- (3)内が加盟店する個人信用情報機関の名称、住所、開設せむ店舗等は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟店し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

○(株) シー・アイ・シー (C.I.C.)

（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿アーバンドウエスト15階

TEL: (フリーダイヤル) 0120-810-414 ホームページ: <https://www.cic.co.jp/>

* (株) シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

(4)内が加盟店する個人信用情報機関（(株) シー・アイ・シー）が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

○全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL: 03-3214-5020

ホームページ: <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

* 全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関との関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧下さい。

○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒110-0014 東京都台東区北上野二丁目10番14号 住友不動産上野ビル5階

TEL: (ナビダイヤル) 0570-055-955

ホームページ: <https://www.jicc.co.jp/>

* (株) 日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。

(5)内が加盟店する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許證等の記号番号等本人を特定するための情報、契約額、契約日、商品名及びその数量、取扱料率、取扱料率、取扱料率、取扱料率等の契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、定期預金等の取扱料率、取扱料率等の支払状況となります。

(6)個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホームページで公表しております。

第5条（個人情報の保護措置）

(1)内は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、内と個人情報の提供元が明示した契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に、申及び連帯保証お申込者の個人情報を提供します。

①[提供先]トヨタ自動車株式会社 〒441-8501 愛知県豊田市トヨタ町1番地

[提供内容]属性情報、契約・取引情報

②[提供先]乙
[提供内容]属性情報、契約・取引情報

的上での事項について、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動のため。

(2)上記(1)～(2)の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。

なお、上記(1)～(2)の提供先における個人情報の利用期間についてでは、各社にお問合せ下さい。

(3)本契約の有効期間中に第1項の提供・利用先が新たに追加された場合には、申及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

申及び連帯保証お申込者は、乙、丙及び第4条で記載する個人信用情報機関並びに第5条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を表示するよう請求することができるものとします。

乙及び内が開示を求める場合には、第1条記載のお客様相談窓口に連絡して「ざい...開示請求手続」(受付窓口、受付方法、必要な書類・手数料等)の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。

URL: <https://www.toyota-finance.co.jp>

2個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。

3情報提供先に対して開示を求める場合には、第5条記載の各情報提供先に連絡して下さい。

(2)前項の場合、申及び連帯保証お申込者は、本人であることを証明するための専用（自動車運転免許証、バスポート等）を提示する旨所定の手続により行うとともに既存の手数料を負担するものとします。また、申及び連帯保証お申込者が、内が加盟店する個人信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。

(3)開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、内は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第7条（不同意条項に不同意の場合）

(1)内は、申及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項（申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき項目）を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第3条及び第5条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。

(2)申及び連帯保証お申込者が、第3条及び第5条に同意しない場合、丙は第3条及び第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に則りして申及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、申及び連帯保証お申込者は了解いたします。

第8条（個人情報の提供・利用の中止の申出）

本同意条項第3条及び第5条による同意を得た範囲内で内が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があつた場合、それ以降の第3条に基づく乙及び丙での利用及び第5条に基づく内から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に則りして申及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことに伴って、申及び連帯保証お申込者は了解いたします。

第9条（個人情報に関するお問い合わせ）

宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他申及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問い合わせ、ご意見は、下記のお客様相談窓口までお問い合わせください。なお、内では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。

【対応部署】お客様相談窓口

【住 所】〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
TEL (名古屋) 052-239-2533
TEL (東京) 03-5617-2533

第10条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第2項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条（同意条項の変更）

(1)本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

(2)本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、申及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。

(3)前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ申及び連帯保証お申込者に通知するものとします。

第12条（通知・受領事務の委託）

申及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進めることの目的のため、その限度で以下の手続において、申及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙内間に相互通し通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に對して委託するものとします。

【審査の基準】にに関する事項

2精算及び完済に関する事項

3住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項

4自動車の所有名義及び所有権登録に関する事項

5その他の本契約において必要となる事項

第13条（企業情報の利用）

申及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、申及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。



自動車リース契約書

借入人用

この契約書に添付の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載したものですから、借入人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂き充分にご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
 個人情報の取扱いにつきましては添付の【個人情報の取扱い】に記載しております。
 4枚目「公正証書作成に関わる委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。

借入人(甲)(所在地・名称・代表者)

貸渡人(乙)(所在地・名称・代表者) 令和2年9月24日

ア井田祐輔

連帯保証人(住所・氏名・職業)

姫路市花田町一本松字添田90番地の1

トヨタカローラ姫路株式会社

代表取締役瀧川祥也

連帯保証人(住所・氏名・職業)

賃借人(以下乙という)と借入人(以下甲という)ならびに連帯保証人は、下記(1)記載の自動車(以下自動車といふ)のリースについて、

下記条件ならびに添付約款のとおり契約を締結します。

リース方式メンテナンス

(1)車名	C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT	特別
自(型式)	ZYX11-AHXNB(G)	別
動登録番号	姫路364824	仕
車初度登録	令和2年9月	様
明塗色	ホワイトパールクリスタルシャイン	付
細(070)		属
保管場所	同上	品

契約№ 0400021

(メーカーoption)
 ホワイトパールクリスタルシャイン
 スマートキー
 ブラインドスポットモニター & ハザードミンジュー モニター
 【新車店舗オプション】
 D A用TVコントローラーキット
 ホスピコート カーテックス
 ドライレバーダーリング+記録
 ETCセットアップ
 運転席防抱死機能付きナンバーフレームセント
 三色表示板
 GRプロアマート
 エアロ(イザベーシング)
 レイングアーリングブルーミラー
 ETC2.0ナビキット
 TCナビキット

(2)リース期間	令和2年9月10日 ~ 令和5年9月9日	36ヶ月
リース料	毎月 66,000 円 (税込 2,376,000 円)	
消費税	毎月 6,600 円 (税込 237,600 円)	
地方消費税(10%)		
(3)支払月額	毎月 72,600 円 (税込 2,613,600 円)	
第1回	令和2年10月17日	支払
第2回	令和2年10月17日	支払
第3回~第35回	1ヶ月毎 17日	支払
第36回	令和5年8月17日	支払

(5)前払金	充当方法	第	月	年	日	支払
		第	月	年	日	支払

(6)保証金	月	年	日	支払

(7)支払方法	銀行振替
(銀行)(支店)	

(8)リース料に含まれる項目	<input type="checkbox"/> 登録納車費用	<input checked="" type="checkbox"/> 事故修理(車両保険付保時)
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車取得税 税環境性能割	<input type="checkbox"/> オイル交換
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車重量税	<input type="checkbox"/> バノテリー交換
	<input type="checkbox"/> 自動車賠償責任保険	<input type="checkbox"/> トヨタプロケア10
	<input type="checkbox"/> 自動車税	<input type="checkbox"/> タ 4本
	<input checked="" type="checkbox"/> 道路交通事故サービス	イ
	<input type="checkbox"/> 任意保険	ヤ
	<input checked="" type="checkbox"/> 車検(定期点検整備及び走行検査)	交換
	<input type="checkbox"/> 法定定期点検整備	<input checked="" type="checkbox"/> 車検 代 事 故 法 點 一 般 車
	<input type="checkbox"/> 一般修理	

(9)保険会社	あいおいニッセイ相互保険有限公司
保険種類	A2.クルマの保険
保険区分	フリート区分
年齢条件	35歳以上初便限定期
割引割増	4% 対引
対人	無制限
対物	無制限 0万円 自己負担 0万円
対人傷害	1名 5000 万円 1事故 百万円
車両	1年目 360 万円 2年目 290 万円 3年目 235 万円 4年目 万円 5年目 万円 6年目 万円 7年目 万円 8年目 万円

(15)規定損害金	基本額 3,404,001 円
	追加月額 52,889 円

(16)特約事項	新車店頭納車 バッテリー交換1回

(10)引渡予定日	令和2年9月13日
(11)引渡場所	トヨタカローラ姫路株式会社 本店
(12)契約走行距離	1,000 km/月
(13)超過走行料	3 円/km
(14)残価の精算	しない (予定残価 円)

自動車リース注文書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

商談No. 0400021

下記のとおり注文致します。

リース料	66,000 円
消費税	6,600 円
支払月額 (台当たり)	72,600 円

* 消費税は税率10%にて計算しております。

リース期間	36ヶ月 (期間 令和2年9月~5年9月)
-------	-----------------------

車両明細	車名 C-HRハイブリッド S GR SPORT 1,800cc FF CVT
型式	ZYX11-AHXNB(G)
年式	令和2年式
付属品	塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン (070)

特別仕様	【メーカーオプション】 ホワイトパールクリスタルシャイン スペアタイヤ プライムスポットモニター&パノラミック ビューモニター 【販売店装着オプション】 DA用TVコントロールキット ボディーコート ガードコスメ ドライブレコーダーDR651+配線 ETCセットアップ	盗難防止機能付きナンバーフレームセット 三角表示板 GRフロアマット サイドバイザーベーシック レインクリアリングブルーミラー ETC2.0ナビキット TCナビキット
------	---	---

支払期日	第1回 令和2年10月17日支払 第2回 令和2年10月17日支払 第3回~第35回 每月17日支払 第36回 令和5年5月17日支払
------	--

支払い方法	1.銀行振替 2.約束手形 3.銀行振込 4.()
銀行	銀行 支店

一 次 料 に 含 ま れ る 項 目	<input checked="" type="radio"/> 納車費用	<input checked="" type="radio"/> 事故修理(車両保険付保時)
	<input checked="" type="radio"/> 自動車税環境性能割	<input checked="" type="radio"/> オイル交換
	<input checked="" type="radio"/> 自動車重量税	<input checked="" type="radio"/> バッテリー交換
	<input checked="" type="radio"/> 自動車賠償責任保険	<input checked="" type="radio"/> トヨタプロケア10
	<input checked="" type="radio"/> 自動車税	<input checked="" type="radio"/> タイヤ 4本まで
	<input checked="" type="radio"/> JAF会員	<input checked="" type="radio"/> 交換
	<input checked="" type="radio"/> 任意保険	
	<input checked="" type="radio"/> 総検査整備	<input checked="" type="radio"/> 代車の提供(車検時)
	<input checked="" type="radio"/> 法定期点検整備	
	<input checked="" type="radio"/> 一般修理	

任 務 保 険 内 容	損保指定 1.有 2.無	損保会社 あいおいニッセイ同和損害保険(株)
	代理店指定 1.有 2.無	代理店名 トヨタカローラ姫路(株)
	保険種別 4.2-クルマの保険	プリート区分 / ニュートラル
	年齢制限 35才以上補償限度額	割増引率 6等級
	対人 被害制限	車両 1年目 360万円
	対物 被害制限	免責 2年目 290万円
	人身傷害 5,000万円	(10~10万円) 3年目 235万円
	搭乗者	

※この注文書の他に別途契約書を作成します。

注文主	コード	
住所		
名称	ア井田祐輔	
担当	業種	

請求先	コード		
住所	Ta:		
名称			
方法	1.毎月	2.一括	3. ()

使用先	コード	
住所	Ta:	
名称		

登録名義人	住所	
	名称	

保証人	住所	
	名称	

引渡予定日	令和2年 月吉日
引渡場所	トヨタカローラ姫路(株)本店
担当サービス工場	トヨタカローラ姫路(株)本店
契約走行距離	1,000 km/月
超過走行料	3 円/km
残価の精算	1.する(予定残価 円) 2.しない

【備考】	新車店頭納車 バッテリー交換1回
------	---------------------



200円

お客様

000 AAA 020 994

証券番号

お客様登録

1/2

603 (8) J152 02 1 - A1

603 (8) J152 02 1 - A1

自動車保険申込書

(兼契約明細書)

始期日 令和 2年 9月 12日

作成日: 令和 2年 9月 12日 17時34分

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛

申込人 (保険契約者)	住所 T 671-0253 兵庫県 姫路市 花田町 一本松 90-1	個人・法人区分 法人 電話番号 079-253-2141 携帯電話番号等 生年月日 年 月 日 (才) 親族連絡先 191 並び 関係 約契約どおり お契約承認用印
	氏名 (カナ) トヨタカローラ姫路 株式会社 トヨタカローラ姫路 株式会社 代表取締役 潤川 祐也	様

記載内容を確認し、Step1~Step5のご確認欄にチェックのうえ、2枚目（または右下）の申込人（保険契約者）押印欄に押印してください。

ご注意 ※印の項目は、ご契約に際して当社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。★印の項目は大切な項目です。訂正時には、申込人（保険契約者）の訂正署名（または訂正印）をお願いします。印字内容に修正・追記された場合、ご確認欄を変更後の内容でご確認ください。この保険では、ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知事項）があり、「重要事項のご説明」に記載しています。本書面の内容は当社が把握した情報に基づいて作成しています。お客様のご意向に沿っているか、Step5欄等をご確認ください。

保険期間 令和 2年 9月 12日午後 6時から 令和 5年 9月 12日午後 4時まで 3年間	継続手続特約 <input checked="" type="checkbox"/>
--	--

Step1 ご登録運転者の住所・氏名等は以下の内容でよろしいですか？ ※登録運転者の運転免許証の色が正しいかご確認ください。	ご確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
---	--

記名被保険者	※ 住所 [REDACTED]	※個人・法人 [REDACTED] 免許料の支拂期限 R 6年 10月 個人
	※ 氏名 トヨタ ウカケ (カナ)	※クレジットカード番号 [REDACTED]
	戸井田 祐輔	※運転免許証番号 S57年 9月 13日(37才)
当初のこ	ご契約にあたり、当社が把握（一般社説を含む折合があります）しました。▲運転者指定：限定なし 運転者指定：運転者年齢外に記載されるお客さまのご意向に右記のとおりです。▲運転者年齢条件：35才以上搭載 ご契約内容は本申込書のStep1~4でご確認ください。	ご契約のお車を使用する方の人数 人 所有する自動車の台数 台 最も若い 1: 同じ 2: 変なる 3: 最も若い運転者とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の両者の親族およびこれら方が会員登録時に記載された方をいいます。

Step2 ご契約のお車の情報は、以下の内容でよろしいですか？ ※ご契約のお車の使用目的が正しいかご確認ください。	ご確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

ご契約のお車	※車名 C-HR ※型式 ZYX11 仕様 S GR SPORT ※登録番号 姫路 364 ま 0024 ※車台番号 [REDACTED] ※用途車種 自家用普通乗用車 (11) ※車両所有者 所有者登録の場合は選択 申込人（保険契約者）と同じ ※使用目的 業務使用	※初度登録 R 2年 9月 本積消日 令和 5年 9月 9日 ※改造車 型式不明車等 () ※レンタカー () 構内専用車 () ※教習車 () 公有 () 準公有 () 料率クラス 車両 対人・自損 対物 保険金額 (6) (7) (7) (7) ※衝突被害軽減ブレーキ (有) 付属機械装置 ※先進環境対策車区分 (ハイブリッド車)
--------	--	--

Step3 保険料、割増料、新規料の各料金は以下の内容でよろしいですか？他の保険契約、過去の事故歴をあわせてご確認ください。 ※「新規料項」に記載の実際料の割引率が正しく適用されているかご確認ください。	ご確認欄 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
--	--

※割引・割増などを総付保台数：ノンフリート	前契約 6等級S 事故有係数適用期間 0年 (4% 増) その他	ゴールド免許割引 ASV割引 新車割引 先進環境対策車割引 名 称 コード 内 容 [REDACTED]
※ 前契約なし 中断保険適用なし セカンドカーリース対象外		※ 他の保険契約 このご契約以外に、ご契約のお車が同一で保険期間が重複する他の自動車保険または自動車共済がありますか？() 会社名
		※ 過去1年内に保険会社から普通保険料額・特約により解約されたことがありますか？()

取扱年齢制約セットなし 版元前面：D2	
添付書類：車検証等（署名等ありの時はのみ）	

受付納新規	引受承認番号	自己 (特定契約) ()	分担免険料とおり 分担バターン Y01	振替先 075	特記事項 467	NLI企業コード
該店 該支社	DCG60 神戸自営 営業一課	サブコード ホテル 名称 178	コード 04	代理店サブ コード 065	記事 746 063	協業 法人名コード
代理店 該支社 仲介人	AXP6 トヨタカローラ姫路	フリーコード [REDACTED] 名称 067	代理店フリー コード 204002	送状課支社 コード 073	請分コード 073	NLI支社支社コード1 NLI支社支社コード2
このたびは当社にご用命を賜り、まことにありがとうございました。 本控はご契約内容の確認にご利用いただき、保険証券等をお届けするまでの間、大切に保管してください。					スリップ (回) 区分 103 (回)	担当者印

お客様控

(登録番号) 始番 364 ま 0024

証券番号 F339260548 明細番号

印刷機番 16489400-4

お客様控

2/2

Step4

重要事項の記載内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認いただくとともに、「重要事項のご説明」(クーリングオフに関する説明を含む)をご確認いただきましたか?

ご確認欄 はい いいえ

		ご契約内容	
保 険 種 類		タフ・クルマの保険(個人総合)	
* 運 転 者 限 定	限定なし		
運 転 者 年 令 条 件	35才以上補償		
使 用 目 約	業務使用		
* 対 人 賠 償 (1名につき) 対 物 賠 償 / 免責金額 (1事故につき)	<input type="radio"/> 無制限 <input type="radio"/> 無制限 / 免責なし	特 約 対歩行者等傷害 / 対人臨時費用 対物超過修理費用	
人 身 傷 害	補 償 範 囲 (1名につき)	自動車事故特約 5000万円 (無保険車傷害 2億円)	
特 約		傷害一時金倍額払	
* お ケ が の 补 儻	ご契約タイプ	一般補償 地震・噴火・津波補償なし	
お 車 の 补 儻	保 険 金 額 免 貴 金 額	<input type="radio"/> 360万円 事故 1回目 免責なし 12回目以後 10万円	特 約 新車保険金額 360万円 全損時諸費用
特 約 ・ サ ー ビ ス	ロードサービス費用 ロード・アシスタンスサービス	<input type="radio"/> 补償あり / レンタカー型 <input checked="" type="radio"/> 利用いただけます	
その他の補償・特約 (セットされる補償・特約 名称を表示します)		長期車両保険金額 2年 280万円 3年 235万円 被害者救済費用 代車抵張レンタ型 日額10000円 車両無過失事故 弁護士費用 - 自動 車事故型	
*その他特約 上記に記載の補償・特約以外に セットされる特約はお記のとおりです。			
合計保険料		長期一括払 400,620円	
右記の特約をセットする場合、補償 内容が同様のご契約が他にあると補 償が重複することがあります。 補償内容: 限定なし / 本人限定 / 本人・配偶者規定、運転者年令条件: 年令を問はず補償 / 21才以上補償 / 26才以上補償 / 35才以上補償、から選択可能です。 ランクボボ項目へは当社指定のカーシェアリング等の利用実績を含みます。		補償重複結果	

Step5 申込人様! 保険契約概要およびStep4への内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認いただくとともに、「重要事項のご説明」(クーリングオフに関する説明を含む)をご確認いただきましたか?

ご確認欄 はい いいえ

申込日 令和 2年 9月 12日	機関印字 (下) 訂正・変更	重要事項の記載内容			
申込人(保険契約者)は、「重要事項のご説明」(クーリングオフに関する説明を含む)を受け取り、意向に沿った内容であることを確認するとともに、個人情報の取扱い、親族連絡先制度および「専用端末の貸与およびサービス利用規約」(該当契約の場合)に同意のうえ、保険種類欄記載の普通保険約款・特約が適用される保険契約を申し込みます。 申込日をご確認のうえ、押印してください。					
この書類は控えですので、署名(または記名・押印)は不要です。					
申込人 ID T78	電話番号	年 月 日 時 分	代理人手続時 代理権限認	代理人と 本人の続柄	代理権委任確認日 令和 年 月 日
昇葉人名	お客さま氏名				

自動車リース契約書

機器人用

約款

【個人情報の取扱い】

- 甲は、乙が下記の目的で表面記載の個人情報を使用することに同意します。
 - 表記1記載の自動車の定期点検および保険満期の予定等を印刷物の送付または電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - 自動車・保険、携帯電話、その他乙において取扱う商品・サービス等や、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、電子メールの送信等の方法により、甲にご案内すること。
 - 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等を検討するため、甲にアンケート調査を実施すること。
- 甲および連帯保証人は、乙が表面記載の個人情報、リース支払額支払開始後の支払状況、過去の債務の返済状況および乙が甲から入手した甲の計算書類等を与信判断・与信後の管理目的で利用することに同意します。
- 甲は下記のとおり、乙が表面記載の個人情報を第三者に提供することに同意します。

提供先およびその利用目的:

第	姓	名	性別	年齢	会員登録番号
1	田中	太郎	男	30	12345678901234567890
2	山田	一郎	男	30	12345678901234567890
3	井上	二郎	男	30	12345678901234567890
4	佐藤	三郎	男	30	12345678901234567890
5	鈴木	四郎	男	30	12345678901234567890
6	高橋	五郎	男	30	12345678901234567890
7	伊藤	六郎	男	30	12345678901234567890
8	川上	七郎	男	30	12345678901234567890
9	木下	八郎	男	30	12345678901234567890
10	石田	九郎	男	30	12345678901234567890
11	林	十郎	男	30	12345678901234567890
12	川島	十一郎	男	30	12345678901234567890
13	山本	十二郎	男	30	12345678901234567890
14	田代	十三郎	男	30	12345678901234567890
15	佐野	十四郎	男	30	12345678901234567890
16	鈴原	十五郎	男	30	12345678901234567890
17	高野	十六郎	男	30	12345678901234567890
18	木原	十七郎	男	30	12345678901234567890
19	石原	十八郎	男	30	12345678901234567890
20	林原	十九郎	男	30	12345678901234567890
21	川原	二十郎	男	30	12345678901234567890
22	山原	二十一郎	男	30	12345678901234567890
23	田原	二十二郎	男	30	12345678901234567890
24	佐原	二十三郎	男	30	12345678901234567890
25	鈴原	二十四郎	男	30	12345678901234567890
26	高原	二十五郎	男	30	12345678901234567890
27	木原	二十六郎	男	30	12345678901234567890
28	石原	二十七郎	男	30	12345678901234567890
29	林原	二十八郎	男	30	12345678901234567890
30	川原	二十九郎	男	30	12345678901234567890
31	山原	三十郎	男	30	12345678901234567890
32	田原	三十一郎	男	30	12345678901234567890
33	佐原	三十二郎	男	30	12345678901234567890
34	鈴原	三十三郎	男	30	12345678901234567890
35	高原	三十四郎	男	30	12345678901234567890
36	木原	三十五郎	男	30	12345678901234567890
37	石原	三十六郎	男	30	12345678901234567890
38	林原	三十七郎	男	30	12345678901234567890
39	川原	三十八郎	男	30	12345678901234567890
40	山原	三十九郎	男	30	12345678901234567890
41	田原	四十郎	男	30	12345678901234567890
42	佐原	四十一郎	男	30	12345678901234567890
43	鈴原	四十二郎	男	30	12345678901234567890
44	高原	四十三郎	男	30	12345678901234567890
45	木原	四十四郎	男	30	12345678901234567890
46	石原	四十五郎	男	30	12345678901234567890
47	林原	四十六郎	男	30	12345678901234567890
48	川原	四十七郎	男	30	12345678901234567890
49	山原	四十八郎	男	30	12345678901234567890
50	田原	四十九郎	男	30	12345678901234567890
51	佐原	五十郎	男	30	12345678901234567890
52	鈴原	五十一郎	男	30	12345678901234567890
53	高原	五十二郎	男	30	12345678901234567890
54	木原	五十三郎	男	30	12345678901234567890
55	石原	五十四郎	男	30	12345678901234567890
56	林原	五十五郎	男	30	12345678901234567890
57	川原	五十六郎	男	30	12345678901234567890
58	山原	五十七郎	男	30	12345678901234567890
59	田原	五十八郎	男	30	12345678901234567890
60	佐原	五十九郎	男	30	12345678901234567890
61	鈴原	六十郎	男	30	12345678901234567890
62	高原	六十一郎	男	30	12345678901234567890
63	木原	六十二郎	男	30	12345678901234567890
64	石原	六十三郎	男	30	12345678901234567890
65	林原	六十四郎	男	30	12345678901234567890
66	川原	六十五郎	男	30	12345678901234567890
67	山原	六十六郎	男	30	12345678901234567890
68	田原	六十七郎	男	30	12345678901234567890
69	佐原	六十八郎	男	30	12345678901234567890
70	鈴原	六十九郎	男	30	12345678901234567890
71	高原	七十郎	男	30	12345678901234567890
72	木原	七十一郎	男	30	12345678901234567890
73	石原	七十二郎	男	30	12345678901234567890
74	林原	七十三郎	男	30	12345678901234567890
75	川原	七十四郎	男	30	12345678901234567890
76	山原	七十五郎	男	30	12345678901234567890
77	田原	七十六郎	男	30	12345678901234567890
78	佐原	七十七郎	男	30	12345678901234567890
79	鈴原	七十八郎	男	30	12345678901234567890
80	高原	七十九郎	男	30	12345678901234567890
81	木原	八十郎	男	30	12345678901234567890
82	石原	八十一郎	男	30	12345678901234567890
83	林原	八十二郎	男	30	12345678901234567890
84	川原	八十三郎	男	30	12345678901234567890
85	山原	八十四郎	男	30	12345678901234567890
86	田原	八十五郎	男	30	12345678901234567890
87	佐原	八十六郎	男	30	12345678901234567890
88	鈴原	八十七郎	男	30	12345678901234567890
89	高原	八十八郎	男	30	12345678901234567890
90	木原	八十九郎	男	30	12345678901234567890
91	石原	九十郎	男	30	12345678901234567890
92	林原	九十一郎	男	30	12345678901234567890
93	川原	九十二郎	男	30	12345678901234567890
94	山原	九十三郎	男	30	12345678901234567890
95	田原	九十四郎	男	30	12345678901234567890
96	佐原	九十五郎	男	30	12345678901234567890
97	鈴原	九十六郎	男	30	12345678901234567890
98	高原	九十七郎	男	30	12345678901234567890
99	木原	九十八郎	男	30	12345678901234567890
100	石原	九十九郎	男	30	12345678901234567890
101	林原	一百郎	男	30	12345678901234567890
102	川原	一百一郎	男	30	12345678901234567890
103	山原	一百二郎	男	30	12345678901234567890
104	田原	一百三郎	男	30	12345678901234567890
105	佐原	一百四郎	男	30	12345678901234567890
106	鈴原	一百五郎	男	30	12345678901234567890
107	高原	一百六郎	男	30	12345678901234567890
108	木原	一百七郎	男	30	12345678901234567890
109	石原	一百八郎	男	30	12345678901234567890
110	林原	一百九郎	男	30	12345678901234567890
111	川原	一百十郎	男	30	12345678901234567890
112	山原	一百一十郎	男	30	12345678901234567890
113	田原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
114	佐原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
115	鈴原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
116	高原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
117	木原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
118	石原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
119	林原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
120	川原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
121	山原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
122	田原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
123	佐原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
124	鈴原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
125	高原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
126	木原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
127	石原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
128	林原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
129	川原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
130	山原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
131	田原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
132	佐原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
133	鈴原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
134	高原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
135	木原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
136	石原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
137	林原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
138	川原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
139	山原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
140	田原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
141	佐原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
142	鈴原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
143	高原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
144	木原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
145	石原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
146	林原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
147	川原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
148	山原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
149	田原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
150	佐原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
151	鈴原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
152	高原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
153	木原	一百二十郎	男	30	12345678901234567890
154	石原	一百三十郎	男	30	12345678901234567890
155	林原	一百四十郎	男	30	12345678901234567890
156	川原	一百五十郎	男	30	12345678901234567890
157	山原	一百六十郎	男	30	12345678901234567890
158	田原	一百七十郎	男	30	12345678901234567890
159	佐原	一百八十郎	男	30	12345678901234567890
160	鈴原	一百九十郎	男	30	12345678901234567890
161</					

反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

トヨタカローラ姫路株式会社 御中

※確認いただき、□に✓をお願いします。

1. 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）及び保証人（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約致します。
- ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
 - ⑥ その他前各号に準ずるもの
2. 私及び保証人は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」と云う。）と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを表明、確約致します。
- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - ④ その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 私及び保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約致します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
4. 私及び保証人は、これら各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、貴社によって催告無しで貴社との取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴社に損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明、確約致します。

2020年 6月 30日

住所

氏名（自署） 田中裕輔

【車両名義人との関係：本人、配偶者、子、その他（ ）】

（注）ご記入いただきました個人情報につきましては、トヨタカローラ姫路以外で利用することはございません。

当社使用欄

区分及びお客様コード

3

店長確認印	受付者
	（印）

（お客様控）

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・会員費	共通案分率	
		50%	25%
10	<p>ご利用明細</p> <p>木日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>SMBC</p> <p>☆☆まよお表え☆☆</p> <p>お振込金額 ￥10,408 振込手数料 ￥110</p> <p>お受取人は [REDACTED]</p> <p>フジ"フィルムビ"シ"ネスイノハ"ーションシ"ヤ ハ"ン(カ)様 お振込人は トイタ"ユウスケシ"ムショ様</p> <p>お取扱日 5. 4.20 電信振込</p> <p>取扱店 機番 年月日 時刻 5. 4.2010:51 1827</p> <p>銀行番号 店番号 口座番号等</p> <p>三井住友銀行</p>	それ以外の案分	案分の説明
			コピー機使用料 $(10,408 + 110) \times 50\% = 5,259$ 5,259円を免責

請求書

戸井田事務所

様

今回ご請求額 10,408円

発行日：2023年04月04日
請求書番号：830403-0045558

富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社



お支払約束日	2023年05月01日
お支払方法	お振込
金融機関名	
本・支店名	
預金種目／口座番号	
指定口座名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社

料金項目／品名	期間／商品No.	枚数/回数	単価	小計(税込)	合計(税込)
1 トータルサービス料金	2023/03/01-2023/03/31				9462
2 黒モード	1カウント以上	1374	3.00	4122	
3 フルカラー	1カウント以上	267	20.00	5340	
4 使用台数		1641			
5 【代金込料金合計】					9462
6 【消費税および地方消費税(10%)】					946
7 【今回ご請求額】					10408
8					
9					
10 次の利用機種/機械番号:ApeosPrint C3070 (Model:PS) 110458					
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス) 2023/03/01-2023/03/31					
12 1 (23042) (21663) (0) (5)					
13 2 () () () ()					
14 3 (765) (497) (0) (1)					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

36400 22400
A-074406

3302201632 31 0407 0C9
0000 3302201632 510 1NK 0000 12503050

31 備考：

M1F003

注文請書

発注者(甲)

戸井田事務所

御中

添付の契約条項にもとづき以下のとおり注文をお請けします。

20

注文番号 209D783042001

発行日 2020年9月15日

受注者(乙)

所在地

兵庫県神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

社名

富士ゼロックス兵庫株式会社

役職名

営業統括部長 馬詰和

氏名

(以下の金額には、消費税および地方消費税相当額を含みません。)

記載項目

契約対象商品／契約種類／契約期間等

契約種類：トータルサービス契約

契約条件書番号：JTTA001B

契約対象商品：ApeosPort C3070 (Model-PFS)

機器番号：110458

契約期間：2020年9月15日から2025年9月14日まで

開始メーターカウント：

メーター1 6 メーター2 1 メーター3 3
メーター4 メーター5 メーター6

設置調整完了日（新規購入の場合）：2020年9月15日

初回締切日：請求サイクルに応じ契約開始日から最初に到来する料金計算の締切日とします。

料金計算の締切日：末日締

支払日：料金計算締切後翌月末日支払

請求サイクル：1ヶ月

ミスコピー控除方法：

乙は、「テスト控除後コピー／プリント数」に、黒モード、カラー／モード各々に0.3%を乗じた枚数を不良コピー／プリントとみなし、各モードのコピー／プリント数から差し引きます（小数点以下切り上げ）。

料金項目等	数量	単価(円)	料金(円)
トータルサービス料金（1台につき）			
コピー／プリント料金（1コピー／プリントにつき）			
黒モード（メーター1）	1カウントにつき	3.00	
フルカラーモード（メーター3）	1カウントにつき	20.00	
低コピー／プリント料金（1台につき）			2,550(月額)

設置先等

* 設置先事業所：

** 所在地：兵庫県姫路市本町68

** 事業所名：戸井田事務所

* 部課名：事務所

* EP適用：（する・しない）

* FAX番号：

以下余白

契約条件番号 : JTTA001B トータルサービス契約 契約条項

- 第1条 本契約条項は、表記記載の契約対象商品(以下、「商品」という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の表記記載の契約(以下、「本契約」という)に適用されます。

第2条 テーナルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、「感光体」と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。

第3条 表記記載の契約期間満了の2ヶ月前までに甲でいずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、表記記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヶ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、該方式から選択します。

(1)乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。

(2)乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たにトータルサービス契約を締結する。

(3)スポット保守方式および消耗品、消耗品等、部品の別売方式とする。

第4条 1. 前項にかかる場合は、乙は2ヶ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

2. 前項にかかる場合は、乙は2ヶ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

第5条 1. 甲は、毎月初次のみのメーター カウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および表記記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。

(1)甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター 連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法

(2)甲の書類等もとつき、乙が毎月初日のメーターカウントを遡延自動検針する方法

2. コピー/プリント数の算出は、表記記載の料金項目等に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。

3. トータルサービス料金は、表記記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。

4. 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きます(差し引き後のコピー/プリント数を以下「△ステップ後コピー/プリント数」といいます)。

5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、表記記載のミスコピー削除方法の記載に従い取扱いします。

6. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。

7. 同面コピー/プリントをした場合、裏面コピー/プリント、裏面コピー/プリントとしてカウントします。

8. 表記記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最終コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。

9. 契約開始または終了時ににおいて、商品の使用期間が表記記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。

(1)「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。

(2)「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。

(3)表記にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。

10. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切り捨てです。

第6条 乙はトータルサービス料金および本契約にともづく他のすべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は表記記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。

第7条 1. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

2. 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。

3. 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。

4. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。

5. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。

6. 乙の技術者が障害の原因を判明した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。

7. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。

8. 次のいずれかの原因に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。

(1)商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整

(2)誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取り扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整

(3)商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター、ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整

(4)乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調整

(5)火災、風水害、地震等の天災地変および他の不可抗力による故障の修理・調整

(6)乙の指揮する仕様規格以外のバージョンまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整

(7)甲が自らに設定した使用環境への復旧その他の危険作業

(8)高圧作業、重量物の運搬を伴う作業その他の危険作業

9. 第9条 6. 前項のいずれかに該当してそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。

10. 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体一本および適度数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体および消耗品等の供給は乙の指定する者に委託できます。

11. 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。

12. 甲は、商品が供給する感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

13. 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

14. 甲が商品の取扱説明書等に記載した仕様に適合した用紙を使用します。

15. 甲がこの事前の書面による承諾を得て本契約による生じる権利または義務は第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。

16. 甲がこの事前の書面による承諾を得て本契約による生じる権利または義務は第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。

17. 乙は、1ヵ月前までのいたる間、甲が不利とならない場合は事前の書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。

18. 甲または乙が本契約の解約を希望する場合は、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。

19. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。

(1)本契約各項の1つにでも違反する事由が生じたとき

(2)差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特別清算団体その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納

(3)手形または小切手の不渡り、その他の借用を蓄しく失敗する事由が生じたとき

20. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せません。直ちに本契約を解除できます。

21. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せません。直ちに本契約を解除できます。

22. 乙が前項第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債務を甲の承諾なく相殺することができません。

23. 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他の不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。

24. 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返却し、かつ残債務の全額を即時支払います。

25. 甲と乙は、表記記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。

26. 甲および乙は、表記記載の設置調整完了後に商品による不当な行為等に関する法律(「暴力団による不当な行為等に関する法律」)に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかつたこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行ひまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員であることを表明し、保証します。

27. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の賃借元にも順守するよう努力するものとします。

28. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

29. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

30. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

31. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

32. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

33. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

34. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

35. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

36. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

37. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

38. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

39. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

40. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

41. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

42. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

43. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

44. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

45. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

46. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

47. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

48. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

49. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

50. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

51. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

52. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

53. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

54. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

55. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

56. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

57. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

58. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

59. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

60. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

61. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

62. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

63. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

64. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

65. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

66. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

67. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

68. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

69. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

70. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

71. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

72. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

73. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

74. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

75. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

76. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

77. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

78. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

79. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

80. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

81. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

82. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

83. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

84. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

85. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

86. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

87. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

88. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

89. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

90. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

91. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

92. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

93. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

94. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

95. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

96. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

97. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

98. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

99. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

100. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

101. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

102. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

103. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

104. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

105. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

106. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

107. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

108. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

109. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

110. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

111. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

112. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

113. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

114. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

115. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

116. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

117. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

118. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

119. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

120. 甲および乙は、前項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

11

EP(Electronic Partnership)の利用に関する追加条項

甲と乙は、乙が甲に提供するEP(Electronic Partnership)の利用に関し、以下のとおり同意します。

第1条(EPの利用に関する同意)

甲および乙は、対象機械(以下「機械」という)において本追加条項に定める条件でEP(Electronic Partnership)を利用することに同意します。

第2条(定義)

- 「EP」とは、「機械」の使用状況に関する情報を、乙が通信を利用して取得するシステムをいいます。
- 「EP-BB」「EP-BB light」とは、甲のインターネット(プロキシサーバ等を含む)を経由し、「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP-DX」とは、FAX回線を使用して「EP」を提供する機能のことをいいます。
- 「EP通信装置」とは、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」に、「EP」を適用する場合に必要な乙提供の通信装置(「EPnet-BOX」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」およびこれらの後継機)の総称とします。

第3条(「EP」の利用目的・乙が取得する情報項目)

- 乙は、下表に記載の利用目的のうち必要な範囲で下表に記載の情報を利用するものとします。ただし、取得したデータに個人情報が含まれる場合は、個人を特定できない状態に加工した後に利用する場合があります。
- 乙は、当該情報を下表に記載の利用目的以外の目的で使用、開示しません。
- 乙が「機械」より取得する情報項目は下表に記載の取得情報のとおりとします。ただし、甲は、技術上その他の事由により、乙が情報項目の一部を取得できない場合があることを承諾します。

EPの種類	利用目的	取得情報
「EP-DX」	(1)「機械」のメーターカウントの遠隔自動検針 (2)上記メーターカウントにもとづく料金の請求 (3)「機械」の故障状況の予知・把握およびリモート保守 (故障の発生回避を含む) (4)消耗品の配送 (5)乙が製造、販売または提供する商品およびサービスの品質改善および機能追加・向上 (6)乙から甲に対する各種提案	・「機械」の各種メーターカウント値 ・「機械」の使用消耗品交換などの情報 ・故障自動監視 ・「機械」に登録されたFAX自局ID(EP-DXのみ) ・「機械」の各種メーターカウント値 ・使用消耗品交換、補給等の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のための「機械」の情報 ・「機械」の故障に対する自動監視および故障診断のため、甲が「機械」に登録した情報から必要な部分のみ抽出した情報
「EPnet-BOX」「3Gnet-BOX」「4Gnet-BOX」		
「EP-BB」「EP-BB light」		

第4条(「EP通信装置」の貸与)

乙は、「EP-BB」または「EP-DX」機能を利用できない「機械」については、「EP通信装置」等の機材を甲に無償で貸与する場合があります。「EP通信装置」の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理します。また甲は、「機械」がリース会社等第三者の所有である場合は、「EP通信装置」を「機械」に接続し利用することにつき事前に所有者の承諾等必要な措置をとります。

第5条(「EP」利用時の費用負担)

- 「EP」の接続環境の整備等に関する次の事項に要する費用は、甲が負担します。
 - 公衆回線へのアクセス可能な回線の確保
 - 設置・維持に必要な電源工事、構内回線工事等および電気料金
- 「EP」の利用に必要な公衆電話回線の通話料は乙が負担します。
- 甲は、「EP通信装置」を取付けた「機械」の設置場所を変更する場合、事前に乙に通知するものとします。

第6条(「EP」利用時の注意点)

甲は、下記の「EP(Electronic Partnership)ご使用上のお願い」に記載された内容を理解し、承諾したことを確認します。

第7条(「EP」の利用中止)

- 甲または乙は、相手方に対して事前に通知することにより「EP」の利用を中止することができます。
- 前項により「EP」の利用を中止した場合、甲はただちに乙から貸与された「EP通信装置」一式を乙に返却します。

EP(Electronic Partnership)ご使用上のお願い

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機ご使用にあたっての制限事項

「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」、「4Gnet-BOX」および後継機(以下「本装置」という)は無線通信機能を有しますので、ご使用いただく場合、一般的な携帯電話と同様の制限事項があります。

- 埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器を装着されている場合は、「本装置」または「本装置」の無線装置部分から「EPnet-BOX type W2」、「3Gnet-BOX」では22cm以上、「4Gnet-BOX」およびその後継機では15cm以上離れて携行および使用してください。電波により埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器の動作に影響を与える場合があります。
- 航空機内や病院など、使用を禁止された区域では、「本装置」の設置および使用は許されません。電子機器や医用電気機器に影響を及ぼす場合があります。医療機器内における使用については各医療機関の指示に従ってください。また、航空機内などの使用を禁止されている場所で「本装置」を使用した場合、法令により罰せられる場合があります。
- 医療機関の屋内では次のことを守って使用してください。
 - 手術室、集中治療室(ICU)、冠状動脈疾患監視病室(CCU)には「本装置」を持ち込まないでください。
 - 病棟内では、「本装置」を使用しないでください。
 - ロビーなどであっても、付近に医用電気機器がある場合は、「本装置」を使用しないでください。
 - 医療機関が個々に使用禁止、持ち込み禁止などの場所を定めている場合は、その医療機関の指示に従ってください。
- 埋込み型心臓ベースメーカーおよび埋込み型除細動器以外の医用電気機器を「本装置」の近傍で使用される場合には、電波による影響について個別に医用電気機器メーカーなどにご確認ください。電波により医用電気機器などの動作に影響を与える場合があります。

2. 「EP-DX」ご使用にあたってのお願い事項

「EP-DX」を装着した「機械」と弊社システムがデータ通信している間、「機械」の操作画面に、次の案内が表示される場合があります。データ通信中は、データ通信が優先的に処理され、データ通信が完了しますと、操作画面の案内表示が消えます。データ通信は通常5分程度で完了いたしますが、操作画面にデータ通信中の案内が表示されている際には少々お待ちいただき、操作画面の案内表示が消えたことをご確認の上、「機械」をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<EP-DX表示例1>

リモートメンテナンス、またはリモートサービス中です。

<EP-DX表示例2>

リモートメンテナンス中です。

以上

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通率																					
		共通率	50% 25%																				
11	<p style="text-align: right;">2023/4/7</p> <p>水光費・会費 口座振替のお知らせ</p> <p>コード 51012</p> <p>戸井田 祐輔 様</p> <p>振替金額 ¥ 22,900 -</p> <p>上記金額を令和 5 年 4 月 19 日に(までに) 引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座 までお振り込みの程、お願い致します。</p> <p>振込先 [REDACTED]</p> <p>ご請求内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>◆電気代 (R 5年 3月度分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 電気使用料金</td> <td>22,200 円</td> </tr> <tr> <td> 使用量</td> <td>600 kwh</td> </tr> <tr> <td> 看板・電灯料金</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>◆水道代 (R 5年 - 月度分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 水道使用料金</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td> 使用量</td> <td>0 m³</td> </tr> <tr> <td>◆会費等 (R 5年 3月度分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 自治会費</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22,900 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>姫路市本町68番地170 大手前第一ビル 管理組合法人 理事長 水田 博敏</p>	◆電気代 (R 5年 3月度分)		電気使用料金	22,200 円	使用量	600 kwh	看板・電灯料金	- 円	◆水道代 (R 5年 - 月度分)		水道使用料金	0 円	使用量	0 m³	◆会費等 (R 5年 3月度分)		自治会費	700 円	合計	22,900 円	共通率	50% 25%
◆電気代 (R 5年 3月度分)																							
電気使用料金	22,200 円																						
使用量	600 kwh																						
看板・電灯料金	- 円																						
◆水道代 (R 5年 - 月度分)																							
水道使用料金	0 円																						
使用量	0 m³																						
◆会費等 (R 5年 3月度分)																							
自治会費	700 円																						
合計	22,900 円																						
		それ以外の率	率の説明																				
			事務所電気代 $22,200 \times 50\% = 11,100 \text{ 円}$ 11,100 円を充当																				

2023/4/7

水光費・会費 口座振替のお知らせ

コード 02011

戸井田 祐輔 様

振替金額 ¥ 30,234 —

上記金額を令和 5 年 4 月 19 日に(までに)
引落の方は引落の通帳にご入金、振込の方は下記口座
までお振り込みの程、お願ひ致します。

振込先

ご請求内訳

◆電気代 (R 5年 3月度分)

電気使用料金	- 円
使用量	- kwh
看板・電灯料金	- 円

◆水道代 (R 5年 - 月度分)

水道使用料金	- 円
使用量	- m³

◆会費等 (R 5年 3月度分)

会費	6,500 円
修繕積立金	23,734 円
自治会費	0 円

合計 30,234 円

姫路市本町68番地170
大手前第一ビル 管理組合法人
理事長 水田 博敏

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	使途項目	
		共通案分率	50% 25%
14		それ以外の案分 案分の説明 「政務活動以外の 部分が「全体の 5%を占めるため」 ホームP-31 保守管理料 $55,000円 \times 95\% = 52,250円$ 52,250円を充当	95%

領 収 書

戸井田事務所

御中



金 額

¥ 55,000-

但 戸井田ゆうすけ様 HP 保守・管理費として

上記正に領収いたしました

発行日：2023年4月25日

Ink
〒112-0015
東京都文京区目白台2-10-9-102
TEL 03-6824-2983

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68 大手前第一ビル 1F
戸井田事務所 御中

請求日 2023年4月23日

Ink
〒112-0015 東京都文京区目白台2-10-9-102
03-6824-2983



請求書

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
下記の通りご請求申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げます。

ご請求金額 ￥55,000

作業内容	金額	備考
・HP保守・管理費	50,000	1カ月分
合計		50,000
消費税(10%)		5,000
税込み請求金額		55,000

振込先金融機関

誠に勝手ながら、振り込み手数料はお客様のご負担でお願いいたします。

兵庫県議会議員

といだ

戸井田 ゆうすけ

TOIDA YUSUKE OFFICIAL SITE

県政にチャレンジ!

現在(いま)と未来の架け橋
あふれる若さと情熱で
「誇れる姫路! 豊かな兵庫!」を作ります。

プロフィール

私の政策

FACEBOOK

問い合わせ





姫路市議会議員 戸井田祐輔

ページをフォロー [+1,234](#) 評議會

戸井田祐輔(といだ ゆうすけ)

約1週間前

本日は姫路護国神社「令和5年度春季例大祭」に参列し、英靈の御靈に哀悼の意を捧げて参りました。

ようやくコロナ禍も落ちついてきた中、執り行われ、泉宮司からも、祭典と直会を合わせ「例大祭」である、との言葉があり、大勢の國、県、市、町議会議員が参列し、直会にも大勢の方々が出席されておりました。



10

コメント [シェアする](#)

戸井田祐輔(といだ ゆうすけ)

誕生日… 1982年9月13日

血液型… A型

【経歴】

昭和57年姫路市にて生まれる

祖父は、元厚生大臣 戸井田三郎

父は、元衆議院議員 戸井田敬

姫路市立安室東小学校 卒業

姫路市立安室中学校 卒業

私立二松学舎大学附属高等学校 卒業

専門学校 東京ビジュアルアーツ 卒業

獨協大学 中退

【歴史】

学校卒業後、TV局制作会社にて番組映像制作に携わり

その後、元衆議院議員戸井田とある秘書を務め

父の引退後は、公社として勤務

【自己紹介】

趣味… サッカー観戦、読書

尊敬する人物… 清野一郎

好きな言葉… 忘己利他

私の政策

1

今後ますます進む少子高齢化や
人口減少により、危機にさらされる
地方の伝統文化や様々な活動の継承を
自らも担うと共に現場で得られる
地域の声を県政に届けます

2

幅広い世代、地域の意見を聞き、
地域の持つ魅力、潜在能力を引き出し、
姫路、兵庫の更なる発展を目指します。

3

暮らしやすく、住みよい姫路を目指して
周辺自治体との連携を進めると共に
姫路と県をつなぎ、来たるべき
人口減少社会に備えます。

4

同世代の有権者から、結婚、出産、
育児、教育等に関する現場の声を
拾い集め、課題の解決に努めることで、
若者が集まり、子育てのしやすい
まちづくりに尽力します。



兵庫県議会議員 戸井田ゆうすけ
〒670-0012 姫路市本町68 大手前第一ビル1F
TEL 079-281-7700
FAX 079-281-7707

ホームページ制作業務委託契約書

戸井田事務所（以下「甲」という。）と Ink（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタライズ）。
 3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
 4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日よりも遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙のホームページ上の料金表及び見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更ができるものとする。
3. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記2および3で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しましたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失效時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年1月23日

甲

ア井田 祐輔

乙 東京都文京区目白台2-10-9-102

工事

ホームページ制作料金表

link

ホームページ制作 基本料金

サイト企画・設計・構成(ディレクション費)	制作費合計の30%	コンテンツの企画提案、画面設計・構成(ワイヤーフレーム)の考案・作成を行います。 制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。
進行管理費	制作費合計の15%	スケジュール管理、メール・電話でのやり取り、お打ち合わせ、確認、公開作業などにかかる人件費です。 訪問のお打ち合わせをご希望の場合、2回までこの中にて対応可能です。制作ボリュームに応じて、料金は変動いたします。

デザイン

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページデザイン	¥50,000~	ホームページのベースとなるデザインです。 ボリュームに応じて料金は変動いたします。 基本的に1案作成。複数案ご希望の場合はご相談ください。
下層ページデザインひな形	1P ¥30,000~	トップページと下層ページでデザイン・レイアウトが異なる場合。
下層ページデザイン	1P ¥20,000~	使用写真10枚程度まで、文章量A4用紙1枚程度の作業量を基本とします。 使用写真数が多い場合、デザインにこだわりたい場合は都度お見積りとなります。

コーディング

(作業内容に応じて価格は変動いたします)

トップページコーディング	¥30,000~	デザイン画をHTML+CSSでコーディングし、ホームページとして閲覧できる形に構築します。 動的なコンテンツを作成する場合は都度お見積りとなります。
下層ページひな形コーディング	1P ¥20,000~	下層ページの共通部分(ヘッダー・サイドバー・フッターなど)を含めたコーディングです。
下層ページコーディング	1P ¥10,000~	雛型を元に、コンテンツ部分をコーディングします。

オプション

スマートフォンサイト制作	都度お見積もり	内容やページ数によって大幅に変わりますので、まずはご相談ください。
ブログデザインカスタマイズ	¥100,000~	アメブロなどのブログをオリジナルデザインで作成いたします。 ヘッダー画像、ナビゲーションのみなど、部分的なデザイン変更も承ります。(その場合、提示料金よりお安くなります)
ロゴ作成	都度お見積もり	詳しくはお問い合わせください。
原稿作成代行	1P ¥10,000~	内容によって大幅に変わります。
地図作成	¥ 5,000~	内容によって大幅に変わります。
写真加工・合成	¥ 5,000~	内容によって大幅に変わります。
お問い合わせフォーム設置	¥20,000~	デザイン作成を含んだ料金です。 入力項目数によって料金が変動いたします。
写真撮影同行・ディレクション	1h ¥ 5,000~	撮影する写真のカットをご提案・リストアップいたします。また、撮影現場へ同行して構図のアドバイス等を行います。 往復の交通費、所要時間によって大幅に変動いたします。
お急ぎ制作	通常料金の30%割増	こちらが提示したスケジュールよりも早く制作されたい場合。

公開後のサポート

テキスト修正・追加	¥ 2,000~	内容によって大幅に変わります。
画像修正・追加	¥ 5,000~	内容によって大幅に変わります。
バナー作成	¥ 10,000~	すでに公開しているサイトのバナー修正・追加です。 内容によって大幅に変わります。

管理・保守・更新作業

データ管理・保守プラン	¥ 20,000／月	データ消失・ウイルス感染などに備える、保険・保証サポート。責任を持ってデータを保管させていただきます。
基本更新プラン	¥ 50,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、月5回までの更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。
無制限更新プラン	¥200,000／月	上記のデータ管理・保守プランに加えて、無制限の更新作業、もしくは、追加素材作成を加えたプラン。

※上記プラン以外にも柔軟にご対応させていただきます。まずはご相談ください。

印刷物

パンフレット制作	¥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
ポスター制作	¥50,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
フライヤー制作	¥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。
名刺制作	¥30,000～	用紙サイズやページ数、内容によって大幅に異なります。 納品はai・eps・pdfデータとなります。

映像・3DCG

映像・3DCG制作	¥200,000～ 都度お見積もり	制作期間・内容によって大幅に異なります。 まずはご相談ください。
-----------	----------------------	-------------------------------------

※価格は全て税抜価格です。消費税分は別途必要となります。

※リストの制作費はあくまで目安になりますので、価格は作業内容に応じて、都度お見積もりをさせていただきます。

※上記リストにない制作に関しては対応可能ですので、まずはご相談ください。

領收書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要諦隙情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・会員費	共通案分率	
		共通案分率	
15	<p>それ以外の案分 100%</p> <p>案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため</p> <p>新聞購読料 神戸新聞(4月分) 4,400円</p> <p>4,400円を充当</p>	案分率	

2023年04月分



領收証

ID(15034)
No. 1-103-0447-000
本町大手前ビル1階

戸井田事務所様

銘柄	部	金額
神戸セット※	1	4,400
合計		¥ 4,400

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925

姫路市亀井町111

TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314



4/25 支払い

領収書等添付様式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆう介)

整理番号	使途項目		
		共通案分率	
16	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費(資料購入費) 事務所費・事務費、接待費	それ以外の案分 100%	案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため 新聞購読料 産経新聞(4月分) 4,400円 4,400円を充当

2023年04月分



領収証

ID(22890)
No. 1-103-0447-001

本町68

大手前ビル1階

戸井田事務所様

お知らせ

毎度ご購読有難うございます。
左記の通り領収致しました。

8%対象 ¥4,400(消費税 ¥326)

銘柄	部	金額
産経セット※	1	4,400
合計		¥ 4,400

※は軽減税率対象品目

株式会社神戸新聞姫路中央販売

〒670-0925

姫路市亀井町111

TEL: 079-223-8513

FAX: 079-288-3314

4/25 支払い

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆう介)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・機務費・接待費	共通案分率	
		案分率	それ以外の案分 100%
17	新聞購読料 読売新聞(4月分) 4,400円 4,400円を支拂		案分の説明 すべて政務活動に係るものであるため

YC 領 収 書

区域058 全戸0024 お問合せNo26209

お名前 戸井田事務所様

本町68-170

大手前第一ビル 1F
5年 4月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞セット	※	4,400
2		
3		
合計		4,400 円

△左記の通り領収しました

領收日 年 月 日

※は軽減税率(10.0%対象 0円)
(8.0%対象 4,400円)読売センター姫路東
姫路市下寺町39

Tel 079-282-6420

4/26 支拂い

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫)

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広報費・要請賃等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通率	50% 25%
18		それ以外の率分 率分の説明 来客用駐車場代 (5月分) $14,000\text{円} \times 50\%$ $= 7,000\text{円}$ 7000円を充当	

領 収 証

No 37386

戸井田ゆうすけ議員所様

ト5年4月26日

金額	7	1	4	0	0	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

宗教法人に付
収入印紙を貼
付しません

但し 5月分

上記の金額正に領収いたしました

〒670-0015 姫路市総社本町190

総社会館
総社
電話(079)224-1111

駐車契約書

(宗)射楯兵主神社(以下甲といふ)と戸井田事務所(以下乙といふ)は、自動車の駐車につき、次の通り契約する。

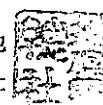
記

- 第一条 甲は乙に対し末記車両を以下の条項により甲の境内地に駐車することを認める。
- 第二条 乙は前条に定めた駐車車両を変更しようとする時は、事前に甲の承諾を得なければならない。
- 第三条 駐車契約の期間は次の通りとする。
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
但し、上記期間内において、祭礼及び甲の行事に支障をきたすと認めた場合は、乙は駐車することができない。
- 第四条 1、駐車料金は、一車両につき一ヶ月14,000円(消費税含む)とし、乙は甲に当月末日までに翌月分を支払う。
2、前条により乙が駐車できない期間があっても、前条の金額は返金若しくは減額しない。
- 第五条 乙は駐車場に車庫等の工作物を設置してはならない。
- 第六条 乙は甲の承諾を得ないで、本契約による権利を第三者に譲渡・転貸してはならない。
- 第七条 甲は駐車場内の車両については保管・車両の盗難・損傷等その他一切の事故に対して甲はその責を負わないものとする。
- 第八条 乙または乙の関係人(使用者・運転者・同乗者等を含む)が駐車場並びに付帯設備及び駐車場内で他の車両を損傷したときは、速やかに甲に連絡すると共に、その損害の賠償をしなければならない。
- 第九条 乙が本契約上の義務に違反したときは、第三条の期間中を問わず甲は催告その他の手続を執ることなく即時この契約を解約することができる。

- 第十条 乙が何らかの都合によって本契約を解約する場合は一ヶ月前までに甲に予告しなければならない。
- 第十二条 本契約が期間満了又は解除により終了したときは、乙は直ちに車両を駐車場内から搬出しなければならない。
- 前項の定めにもかかわらず乙が車両を搬出しないとき、又は残留物があるときは、甲は適切と思われる方法で車両の搬出、その他適宜の措置を講じることができ、その費用は乙の負担とする。
- 第十二条 本契約の定めにない事項が生じたときは甲乙協議の上決定する。

令和5年4月1日

甲 姫路市総社本町190番地
射楯兵主神社



乙 住所 姫路市本町68番地 大手前第一ビル1F
氏名 戸井田事務所
戸井田 祐輔
連絡先 079-281-7700



(添付様式 2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和 5 年 4 月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理 番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
		共通案分率	(50%) 25%
19	<p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>SMBC</p> <p>お振込金額 ￥132,000 振込手数料 ￥0</p> <p>お受取人は [REDACTED] カ) タツミハウスサービス 様</p> <p>お振込人は トイダ ユウスケシムショ 様</p> <p>お取扱日 5. 4. 27 電信振込</p> <p>取扱店 機種 年 月 日 時 刻 [REDACTED] 5. 4. 27 10:54 4087</p> <p>銀行番号 店番号 口座番号等 [REDACTED]</p> <p>三井住友銀行</p>	案分率	<p>それ以外の案分 案分の説明</p> <p>事務所賃借料 (5月分) 132,000円 × 50% = 66,000円 66,000円を充当</p>

令和 2 年 8 月 20 日

事業用賃貸借契約書

姫路市本町68番地170 大手前第一ビル 1階5号

借主： 戸井田祐輔 様

貸主： 株式会社辰巳ハウスサービス

- (2) 事業用賃貸借契約書(店舗)

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 株式会社辰巳ハウスサービス (以下「甲」という。)と借主 戸井田祐輔 (以下「乙」という。)は、
この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

(1) 目的物件の表示

名 称	大手前第一ビル			1 階 5 号室		
所在 地	(住居表示) 姫路市本町 68 番地 170					
	(登記簿) 姫路市本町 68 番地 170					
	(家屋番号) 本町 68 番 170 の 9					
	(建物の名称) 1F 5 号					
構 造	(一棟) 鉄筋コンクリート造・陸屋根地下 1 階付 5 階建 (専有部分) 鉄筋コンクリート造 1 階建					
種 類	事務所	新築年月	昭和 47 年 4 月			
面 積	51.97m ²					
施 設	なし					

(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事業内容

(3) 契約期間

令和 2 年 7 月 1 日 から 令和 4 年 6 月 30 日まで (2 年間)

(4) 賃料等

賃 料	月額 132,000 円 (内消費税等 12,000 円)	管理・ 共益費	賃料に含む		
敷 金	無し 0 円	礼 金	無し 0 円		
保証金					

その他の条件					
与する鍵	鍵 No. 本 数				

賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分を支払う				
料等の 払方法	振込				

持参	持参先	
口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	三井住友銀行
	住所 姫路市辻井一丁目2番22号
	TEL 079-292-4063

管理組合	名称 大手前第一ビル管理組合
	住所 姫路市本町68番地の170
	TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	連帯保証人	氏名	
		住所	

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新月の6ヶ月前までに借主からの申し出がない場合は、同条件で2年間更新したものとみなします。

頭書(9) 特約事項

1. 借主が搬入した内装・動産・設備に関しては解約時には撤去し基本的に引き渡し時の状態にすることとします。
尚、看板等も撤去し契約前の状態にする
2. 本契約締結後消費税法により税率が変更になった際には変更後の税率を家賃に付加して支払うものとします
3. 業種変更がある場合付事前に家の承諾を必要とします。
4. 本事務所の営業に係る許認可関係については借主の責任と負担において行うものとします
5. 本契約条項第6条(A・B)項全文を未梢

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 7月 1日

甲・貸主	氏名 株式会社辰巳ハウスサービス 代表取締役 赤鹿嘉	TEL [REDACTED]
	住所 姫路市辻井1丁目2番22号	
乙・借主	氏名 戸井田祐輔	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	
連帯保証人	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
	住所 [REDACTED]	

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

契約の締結)

条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下の通り締結した。

契約期間)

条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

賃料)

条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

入居時、1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算とする。

共益費)

条 乙は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

入居時、1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とし、解約時は月割り計算する。

負担の帰属)

条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

○ 頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、それに要する費用を負担するものとする。

敷金)

条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

保証金)

条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当

額を差し引き、返還するものとする。

- 4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の1ヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、倉庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

第10条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合は、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき

- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
- 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く。)から第10条までの規定に違反したとき
- 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実に重大な虚偽があったことが判明したとき
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第13条 乙は、甲に対して6ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2: 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から6ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を支払うことにより、解約申入れの日から起算して6ヶ月を経過するまでの間、隨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点できれいな状態を保つことを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 甲は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 (但附) 本物件は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件類所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(賃料等の通知義務)

- 第16条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

・角印

(乙の通知義務)

- 第17条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 1 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的的重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡を評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

- 第18条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第19条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第17条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

(添付様式2)

領 収 書 等 添 付 様 式 【共通】

(令和5年4月分)

(会派名 自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	共通案分率																	
		50%	25%																
20	<p>ご利用明細 本日はご来店いただきありがとうございます。 ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。 裏面のご案内もあわせてご覧ください。</p> <p>☆☆お振込☆☆</p> <p>お振込金額 ￥27,521 振込手数料 ￥110</p> <p>ヨコタレキセイコウキ ヨウ(カ)様</p> <p>お振込人は トイダ ユウスケシムショ様</p> <p>お取扱日 5. 4.27 電信振込</p> <p>SMBC</p> <p>三井住友銀行</p> <table border="1"> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>年 月 日</td> <td>時 刻</td> </tr> <tr> <td>████████</td> <td>████████</td> <td>5. 4.27</td> <td>10:55</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4088</td> </tr> <tr> <td>銀行番号</td> <td>店番号</td> <td>口座番号等</td> <td></td> </tr> </table>	取扱店	機番	年 月 日	時 刻	████████	████████	5. 4.27	10:55				4088	銀行番号	店番号	口座番号等		それ以外の案分 案分の説明 がりりん代 27,521円 + 110円 = 27,631円 27,631 × 25% = 6,907円 6,907円を充当	案分率
取扱店	機番	年 月 日	時 刻																
████████	████████	5. 4.27	10:55																
			4088																
銀行番号	店番号	口座番号等																	

領 収 証

No. 010341

戸井田事務所 殿

令和5年4月27日

金額	¥	2	7	5	2	1
----	---	---	---	---	---	---

但し

上記金額正に領収致しました

内	訳
現 金	
小切 手	
手 形	
口座振込	○
相 殺	

收 入
印 紙

 横田溝青興業株式会社

本社 〒672-8064
姫路市飾磨区細江993番地
電話 (079) 233-0555

御支払確認印	取 扱 者
████████	████████

領 収 書 等 添 付 様 式【共通】

(令和5年4月分)

(会派名)自民党兵庫

(議員名 戸井田ゆうすけ)

整理番号	使途項目 調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	使途項目	
		共通累分率	(%)
21	領収証は別添の通り	共通累分率 50% 25%	それ以外の累分 累分の説明 人件費 $192,000 \text{円} \times 50\%$ $= 96,000 \text{円}$ 96,000円を充当

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

4月分		氏名					
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻
1	土	8:00	20:00	2:00	10:00		
2	日	8:00	20:00	2:00	10:00		
3	月	8:00	20:00	2:00	10:00		
4	火	8:00	20:00	2:00	10:00		
5	水	8:00	20:00	2:00	10:00		
6	木	8:00	20:00	2:00	10:00		
7	金	8:00	20:00	2:00	10:00		
8	土	8:00	20:00	2:00	10:00		
9	日	15:00	24:00	1:00	8:00		
10	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
11	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
12	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
13	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
14	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
15	土						
16	日						
17	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
18	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
19	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
20	木	9:00	18:00	1:00	8:00		
21	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
22	土						
23	日						
24	月	9:00	18:00	1:00	8:00		
25	火	9:00	18:00	1:00	8:00		
26	水	9:00	18:00	1:00	8:00		
27	木						
28	金	9:00	18:00	1:00	8:00		
29	土						
30	日						
31							
計					(A) 200		

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 戸井田祐輔

【総支給額の計算】

- ① 時給の場合 (A) 200時間 分] × 単価[960円] = 192,000 円(B)
- ① 月額の場合 支給額 = 0 円(B)
- ② 時間外勤務手当等 支給額 = 0 円(C)
- ③ 総支給額 (B)+(C) = 192,000 円(D)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

$$(D) - [円] (所得税・住民税、保険料本人負担額) = \text{円(E)}$$

左記金額を確かに領収致しました。

令和5年4月28日

金 192,000 円(E)

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

- 給与 総支給額(D) [192,000 円] × 案分率[50%] = 96,000 円(F)
- 保険料等雇用主負担額 総額[円] × 案分率[%] = 円(G)
- 政務活動費充当額の計 (F)+(G) = 96,000 円

(添付様式8)

雇用契約書

ふりがな		生年月日
氏名		
現住所		

下記の条件で契約します

雇用期間	令和元年 6月 11日から 令和5年 4月 29日まで
雇用形態	正規職員 · パートタイム · その他
就業場所	姫路市 本町 68 大手前第一ビル 戸井田事務所
仕事内容	事務一般
就業時間 (休憩時間)	(午前) · 午後 9時00分から 午前 · (午後) 6時00分まで (休憩時間は、12時00分から 13時00分)
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇
給与(賃金)	月額 円 (時給 900円)
給与支払	毎月分を月末日に支払い
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和元年 6月 11日

雇用者 兵庫県議会議員

戸井田 祐輔

被雇用者

